

工事の入札における開札後の疑義申立制度

1. 概要

神奈川県内広域水道企業団が発注する工事に係る入札について、入札の透明性・公正性をこれまで以上に確保するため、契約締結前に金額入り設計書の閲覧と積算疑義の申立てができる制度です。

(1) 金額入り設計書の閲覧又は積算疑義の申立てができる方

閲覧又は申立てをしようとする入札に参加した方(金額入りの入札書を提出した方のみ)。ただし、落札候補者が決定しなかった入札は除きます。

(2) 疑義申立の対象

金額入り設計書を確認しないと判明しない事項(質問期間中に確認できた事項を除く)

(3) 疑義申立期間

開札日(保留通知書の発行日)の午後 1 時から翌日まで

(4) 疑義申立の方法

①設計書の閲覧

入札参加者は、契約検査課契約窓口にて職員に保留通知書又は社員証等並びに「工事費内訳書」を提示し設計書の閲覧を求めた場合、金額入り設計書を閲覧することができます。

②疑義の申立て

金入り設計書を閲覧後、入札参加者が積算内容について疑義を申し立てるときは、「疑義申立書」を契約検査課窓口に提出（FAX による提出可）してください。

(5) 申立てに対する回答及び取扱い

積算疑義の申立てがあったときは、積算内容を確認し、確認結果を回答します。
積算内容を確認した結果、企業団の積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生
じる場合は、入札を無効とし、再度公告入札を執行します。

(6) 入札参加者への説明

積算内容の誤りが判明した場合は、積算誤りの内容及び入札の効力等について速やかに企業団ホームページ(入札情報)に公表します。

■ 工事の入札における疑義申立て手続に関する取扱要綱

<https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/kitei-shiyou/files/gigi.pdf>

■ 疑義申立書

<https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/youshiki/files/gigimousitatesyo.doc>